

千葉県障害福祉サービス事業者等指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第10条、第48条及び第51条の27並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第21条の5の22、第24条の15、第24条の34及び第57条の3の2の規定に基づき、本市が実施する指定障害福祉サービス事業者、基準該当障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者、基準該当障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者（以下「サービス事業者等」という。）の指導監査に関して関係法令等に照らして必要な事項を定め、もって適正な事業運営並びに自立支援給付、障害児通所給付、障害児入所給付及び障害児相談支援給付（以下「自立支援給付等」という。）対象サービスの質の確保を図ることを目的とする。

(指導及び監査の形態)

第2条 指導及び監査の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導は、指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導内容に応じ、一定の場所に集めて講習、ホームページへの公開等の方法により行うものとする。
 - (2) 運営指導は、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において、厚生労働省が示す「主眼事項及び着眼点等」に基づき、関係書類等を確認し、原則、実地に行う。なお、必要な場合、厚生労働省及び千葉県が本市と合同で運営指導を行うことができるものとする。
- 2 監査は、次のいずれかに該当する場合に事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的に実施するものとする。
- (1) 自立支援給付等対象サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
 - (2) 自立支援給付等に係る費用の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
 - (3) 支援法第30条第1項第2号イ、第43条第1項及び第2項並びに第44条第1項及び第2項若しくは児福法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の18第1項及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき市の条例で定める基準又は支援法第51条の23第1項及び第2項並びに第51条の24第1項及び第2項若しくは児福法第24条の31第1項及び第2項の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
 - (4) 度重なる運営指導によっても自立支援給付等対象サービスの内容又は自立支援給付等に係る費用の請求に改善がみられないとき。
 - (5) 正当な理由なく運営指導を拒否したとき。

(指導実施計画)

第3条 指導の実実施計画は、毎年度当初に作成するものとする。

2 前項の計画を作成するに当たっては、事業所の実情、前年度の指導結果の問題点等を勘案して、効率的な指導ができるよう配慮するものとする。

(運営指導及び監査の班)

第4条 運営指導は、原則として2人以上の者により実施するものとし、必要に応じて関係課の職員が同行することができる。

2 監査は、原則として運営指導の指導班を中心にした、2人以上の者により実施するものとし、必要に応じて特別班を編成して実施することができる。

(運営指導及び監査の事前準備)

第5条 運営指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ指導の日時、職員の氏名その他必要な事項を文書により通知するものとする。なお、通知に際しては、別に定める運営指導事前提出資料及び当日準備資料についても併せて依頼するものとする。

2 監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の日時、職員の氏名その他必要な事項を文書により当該サービス事業者等に通知するものとする。ただし、これにより難い事情があるときは、この限りではない。

3 職員は、原則として監査の実施前に自立支援給付等に係る請求書等による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、自立支援給付を受けた障害者等に対する実地調査を行う。

4 運営指導中に第2条第2項各号に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

(講評)

第6条 職員は、運営指導又は監査の終了後、サービス事業者等に対し、講評を行うものとする。

(復命)

第7条 職員は、帰庁後速やかに確認を行った内容について整理し、復命を行うものとする。

(結果通知等)

第8条 市長は、運営指導の結果について、サービス事業者等に対し、文書により通知するものとする。なお、通知に際しては、期限を付して文書による改善報告を要する事項と次回の運営指導時に改善状況を確認する事項を併せて通知するものとする。また、監査の結果については、綿密に検討してその問題点を明らかにし、これに対する本市の取るべき措置を具体的に決定するものとする。

(是正改善の指示及び確認)

第9条 前条後段の監査の検討結果に基づき、サービス事業者等に対して是正改善を指示すべき事項がある場合には、速やかに文書をもってその内容及び是正改善方策を指示するとともに、指示事項に対する是正改善の状況については、期限を付して報告を求めるほか、必要に応じて、職員を派遣してその状況を確認する等の措置を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。